

『しがぎん』ローンカード規定

第1条（カードの発行）

1. 『しがぎん』ローンカード（以下「カード」といいます）は「『しがぎん』Sカードローン（サットキャッシュ）」取引規定に基づき株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます）が発行するものとします。
2. カードの発行にあたっては、当行の定める手数料をいただきます。

第2条（カードの利用）

1. カードは次の場合に利用することができます。
 - ① 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「支払業務提携先」といいます）の現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます）を使用して当座貸越専用口座（以下「貸越口座」といいます）から当座貸越を受ける場合（以下「出金」といいます）。ただし、第11条第4項に規定する届出をされているお客さまは、当行が規定する「他行自動機基準」に該当する自動機（振込機を含みます）を使用した「第3条に規定する出金」および「第5条に規定する振込」をすることはできません。
 - ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入業務提携先」といい、「支払業務提携先」と「預入業務提携先」を合わせて「提携先」といいます）の自動機を使用して、貸越口座へ当座貸越金を返済する場合（以下「入金」といいます）。
 - ③ 当行の自動機を使用して出金し、同時にその当座貸越金を当座勘定、普通預金または貯蓄預金に預入れる場合（以下この扱いを「振替」といいます）。
 - ④ 当行および提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます）の自動振込機（振込を行うことができる自動機を含みます。以下「振込機」といいます）を使用して振込資金を貸越口座からの振替により出金し、振込の依頼をする場合。
 - ⑤ 当行の窓口でキャッシュカードリーダー（以下「カードリーダー」といいます）を利用して当行が定めた範囲の払戻しおよび所定の取引を行う場合。
2. カードの利用において、当日中の下記取引の総合計額が第11条第3項に規定する届出を受けた金額（以下「1日あたりの支払限度額」といいます）を超える場合、当日中に限り下記取引は利用できません。また、当月（毎月1日から末日まで、以下同じです）中の下記取引の総合計額が第11条第3項に規定する届出を受けた金額（以下「1ヵ月あたりの支払限度額」といいます）を超える場合、当月中に限り下記取引は利用できません。
 - ① 第3条に規定する「自動機による出金」。
 - ② 第4条に規定する「自動機による振替」。
ただし、貸越口座と同一口座開設店の同一名義口座への振替取引は含まれません。
 - ③ 第5条に規定する「振込機による振込」。

第3条（自動機による出金・入金）

1. 自動機を使用して出金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書（カードローン専用）の提出は必要ありません。
2. 自動機による出金は、自動機の機種により当行または提携先の金額単位とし、1回あたりの出金

は当行または提携先の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金または1ヵ月あたりの出金は、第2条第2項に規定する「1日あたりの支払限度額」または「1ヵ月あたりの支払限度額」までとします。

3. 自動機を使用して出金をする場合に、出金金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額)を超えるときは、その出金はできません。
4. 自動機を使用して入金する場合には、自動機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
5. 自動機による入金は、自動機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金は、当行または預入業務提携先ごとに制限があります。

第4条(自動機による振替)

1. 当行の自動機を使用して振替をする場合には、自動機に貸越口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を自動機の画面表示等の操作手順に従って入力してください。この場合、払戻請求書(カードローン専用)および入金口座の入金票の提出は必要ありません。
2. 前項の操作においては、自動機の画面に表示された振替依頼の内容等を確認のうえ操作手順に従って確認操作をしてください。確認操作された後は、自動機による振替の訂正・取消はできません。訂正・取消が必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
3. 自動機による振替は1円単位とし、1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替または1ヵ月あたりの振替は、第2条第2項に規定する「1日あたりの支払限度額」または「1ヵ月あたりの支払限度額」までとします。

第5条(振込機による振込)

1. 振込機を使用して振込資金を貸越口座からの振替により出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証や振込の内容を正確に入力してください。この場合、払戻請求書(カードローン専用)の提出は必要ありません。
2. 前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に利用した振込機の取扱店(以下「取扱店」といいます)の窓口にご相談ください。
3. 振込機による1回あたりの振込金額は当行またはカード振込提携先の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込金額または1ヵ月あたりの振込金額は、第2条第2項に規定する「1日あたりの支払限度額」または「1ヵ月あたりの支払限度額」までとします。
4. 振込金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額および同条第3項に規定する振込手数料金額との合計額が出金することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額)をこえるときは、その振込はできません。
5. 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および自動機利用手数料金額を「『しがぎん』自動サービスご利用明細」または「しがぎん振込専用明細帳」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口へ申し出てください。
6. 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

第6条（自動機利用手数料等）

1. 自動機を使用して出金または入金をする場合には、当行および提携先の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます）をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、出金時または入金時に払戻請求書（カードローン専用）なしで、その出金または入金をした貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
3. 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先の振込手数料をいただきます。
4. 振込手数料は、振込資金の貸越口座からの出金時に、払戻請求書（カードローン専用）なしで、その出金をした貸越口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

第7条（自動機・振込機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の自動機による入金の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより入金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
2. 停電、故障等により当行の自動機による出金の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
3. 前項による出金をする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名、電話番号および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
4. 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼票を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、自動機・振込機・カードリーダーの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを確認のうえ、預金の払戻し等の取引を行います。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行へ届出書を提出してください。
4. 当行は暗証番号のご照会についてお答えしません。

第9条（偽造カード等による出金等）

偽造または変造カードによる出金については、本人の故意による場合または当該出金について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行へ書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる出金等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた出金にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - C. 被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

1. カードを紛失した場合または氏名（署名）、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行に届け出てください。
2. 暗証の変更は、前項によるほか、当行の自動機を利用して随時行うことができます。
3. 1日あたりの支払限度額または1ヵ月あたりの支払限度額は、当行所定の金額の範囲内で変更することができます。この場合には、本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。
4. 当行が規定する「他行自動機基準」に該当する自動機（振込機を含みます）を使用した「第3条に規定する出金」および「第5条に規定する振込」を希望されない場合は、本人から当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行で再発行の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（自動機・振込機への誤入力等）

自動機・振込機の使用に際し、金額・口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の提携先およびカード振込提携先の責任についても同様とします。

第14条（解約等）

1. この取引の解約または終了に際しては、カードを直ちに口座開設店に返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを口座開設店に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第15条に定める規定に違反した場合
 - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第15条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、『しがぎん』Sカードローン（サットキャッシュ）取引規定および『しがぎん』振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

第17条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期をあらかじめ当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)